平成28年度 第23回庁議要旨

日時:平成29年3月6日(月)

午前9時~午前11時

会場: 庁議室

[審議事項]

1 原子力災害時における石巻市広域避難計画(案)の策定について(総務部)

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、平成24年10月に原子力災害対策指針が制定され、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域が原子力発電所から概ね30km圏に拡大されるとともに、国の防災基本計画(原子力災害対策編)において、当該地域を含む地方公共団体は広域避難計画を策定することとされた。

東北電力株式会社女川原子力発電所に係る原子力災害に備え、迅速かつ確実な広域避難を実施できる体制を構築する広域避難計画を策定するもの。

(1) 主な内容

① 目的

本計画は、東北電力株式会社女川原子力発電所にかかる原子力災害に備え、住民等の市域を越える広域的な避難措置(以下「広域避難」という。)、屋内退避の判断基準、避難先、避難経路、避難手段等について定めることにより、原子力災害発生時に住民の避難等を安全かつ確実に実施するための基本的事項を定めたものである。石巻市(以下「市」という。)では、あらかじめ住民及び避難先自治体、国、県及び防災関係機関等に周知を図るとともに必要な対策を準備することにより、迅速かつ確実な広域避難を実施できる体制を構築することを目的とする。

② 基本方針

- ア 住民や防災業務関係者等に対して、避難先及び避難ルートをあらかじめ明示する。
- イ 避難の実施に通常以上の時間を要する要配慮者等については、避難手段の早期確保や一般住民よりも優先的避難を行うことにより、円滑かつ迅速な避難の確保を図る。
- ウ 避難先は、地域ごとのコミュニティの維持を目指すため、基本的に同一行政区の住民の 避難先は同一市町村に確保する。

③ 対象地区

避難計画の対象地区は、東北電力株式会社女川原子力発電所から概ね5km圏内の予防的防護措置を準備する区域(PAZ)及び概ね30km圏内の緊急時防護措置を準備する区域(UPZ)とする。

(2) 今後の予定

平成29年3月 原子力災害時における石巻市広域避難計画公表

4月~ 住民説明会(随時)

5月 住民への周知(チラシ等)

5月以降 避難先27市町村との協定締結

2 石巻市勤労者生活安定資金融資制度の拡充について (産業部)

本制度は大企業と中小企業の福利厚生面での格差是正するために創設された制度であり、東北労働金庫が窓口となり、市が預託した金額(1千万円)の4倍までの融資枠を設定し、低金利で中小企業の勤労者に対し融資を行っているが、震災以降、被災地域において市中金融機関等が低金利の金融商品等を拡充したことなどにより、本制度の利用が低調に推移しているため、東北労働金庫と制度の見直しについて協議を行ってきた。

このことから、融資内容の改正を行い、勤労者の生活安定に寄与していくもの。

(1) 主な内容

① 預託倍率の変更について

現状では預託金1,000万円、預託倍率4倍(融資枠4,000万円)にて運用。過去の融資実績を勘案し、預託倍率を2倍(融資枠2,000万円)に引き下げても運用は可能。 預託倍率の変更により、金利の引下げを図る。

② 改定内容について

| 現行制度 | | | | | | | |
|--------|----------|--------|--------|--------|----------------|--------|--|
| 用途区分 | 融資額 | 償還期間 | 標準金利 | 預託倍率 | 金利減率 | 適用金利 | |
| 生活安定資金 | 200 万円以内 | 7年以内 | 2.750 | 4.000 | ▲ 0.250 | 2. 500 | |
| 教育資金 | 200 万円以内 | 10 年以内 | 2. 100 | 4. 000 | ▲ 0.250 | 1.850 | |
| 改定後 | | | | | | | |
| 用途区分 | 融資額 | 償還期間 | 標準金利 | 預託倍率 | 金利減率 | 適用金利 | |
| 生活安定資金 | 100 万円以内 | 7年以内 | 3.000 | 2.000 | ▲ 0.500 | 2. 500 | |
| 教育資金 | 300 万円以内 | 10 年以内 | 2.000 | 2.000 | ▲ 0.500 | 1.500 | |
| 自動車資金 | 200 万円以内 | 7年以内 | 2. 100 | 2.000 | ▲ 0.500 | 1.600 | |

③ 自動車資金新設

現行制度では「通勤に供する自動車の購入に必要な資金」について生活安定資金の中で対応しているものを、新たに用途区分に加える。

(2) 今後の予定

平成29年3月 石巻市勤労者生活安定資金融資規則の一部改正(平成29年4月1日施行予定)

3 役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体の認定について(産業部)

地方自治法施行令の改正(平成23年12月26日公布)により第167条の2第1項第3号に 明確に規定されるシルバー人材センターと同様の活動又は事業を実施しており、シルバー人材セン ターと同様に扱うこととして地方公共団体の長が認定した場合、シルバー人材センターに準ずる者 として、地方自治法施行令に規定する随意契約が可能となった。

地方自治法施行令に基づき、シルバー人材センターと同様の活動実態を有する団体等に対し、役務提供事業における随意契約を可能とするため認定基準を定める。

(1) 主な内容

① 認定要件

- ア 法人格を有する団体であって市内に主たる事務所を有していること。
- イ 石巻市役務提供競争入札参加資格者承認簿に登録されている団体であること。
- ウ 定款、寄附行為、会則、活動方針等に、高年齢者の就労機会の確保及び組織的提供に資

することを目的とするものであることが明記されていることとともに、高年齢者の就業 機会を確保し、組織的に提供していること。

- エ 申請日の前月の初日現在において、市内の事業所において業務に従事している者のうち、 市内に居住している者の割合が80%以上であり、かつ年齢が60歳以上の者の割合が 50%以上又は55歳以上の者の割合が75%以上であること。
- オ 営利、非営利を問わず、適切な業務遂行処理能力を有していること。
- カ 申請日において1年以上の事業実績を有すること。
- キ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 第9条に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- ② 認定申請

申請募集は原則毎年度1回、3月に行う。

③ 認定団体の決定

認定要件に適合するかどうかを2人以上の学識経験者から意見聴取を行い、市長が決定する。

④ 認定の有効期間 認定の日から石巻市役務提供入札参加資格の有効期間の終了までとする。

(2) 今後の予定

平成29年3月上旬 役務業務発注における石巻市高年齢者就業機会提供団体認定事務に関する要綱の制定(平成29年3月中旬施行予定)

- 3月中旬 募集開始
- 3月下旬 認定

[報告事項]

1 福島県沖地震津波避難行動に関するアンケート調査の結果について(総務部)

平成28年11月22日に発生した福島県沖を震源とする地震による津波(以下、「福島県沖地震・津波」という。)の発生に伴い、本市では沿岸部の40,783世帯、92,752人を対象に避難指示を発令した。

津波避難の原則として、できるだけ徒歩避難するよう総合防災訓練などでも呼びかけているが、 日和山周辺などで自動車避難による交通渋滞が発生し、避難者数は自主避難を含めて2,607人 (聞取り結果)であったことから、住民の避難の考え方について調査し、避難対策や啓発活動について検討する必要がある。

本調査は、福島県沖地震・津波に関する市民の避難行動について、本市、東北大学災害科学国際研究所、民間調査会社の共同で調査研究するもので、専門家の知見に基づく分析から、今後の津波避難対策の具体的方策を見出すため行うもの。

(1) 主な内容

① 調査対象

本庁地区の今次津波1m以上の浸水区域に居住する世帯を対象に、調査員が無作為にポスティングした5,000世帯

② 調査期間

平成29年1月14日~2月9日

- ③ 調査項目
 - (1) 警報等の認知と手段、津波危険性の予測について
 - (2) 避難行動の有無や判断基準、開始時刻などについて
 - (3) 避難手段や車避難の理由、渋滞目撃情報などについて
 - (4) 総合防災訓練や東日本大震災の経験活用について
 - (5) 日ごろの備え
- ④ 回答数(回収率)
 - 2, 169件/5, 000件(43.4%)
- ⑤ 調査結果

別添「2016年11月22日 福島県沖地震・津波避難行動に関するアンケート調査結果報告書」の分析・考察より

- ア 避難指示や津波警報が出ていたにも関わらず、避難実施率は約4割に留まる。
- イ 避難指示ではなく、津波警報の発表が、避難行動開始の主要なトリガーになっていた。
- ウ 徒歩避難の原則の中で、車避難が5割を超えていた。さらに、車による渋滞が発生していた場所、言い換えれば重点的に対策すべきエリアが明らかになった。
- エ 防災行政無線による情報収集がいまだ高い割合を占める。
- オ 東日本大震災の教訓や総合防災訓練が活かされた住民と、活かされなかった住民が存在していた。
- (2) 今後の予定

平成29年3月 市ホームページで公開、報道機関に情報提供、市報掲載

2 かどのわき復興まちびらき式典の開催について(復興事業部)

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた門脇地区は、被災市街地復興土地区画整理事業が進捗 し、平成29年2月末までに約90%の宅地が完成し、高盛土道路の一部(南光湊線約700m)が 開通している。

地区内の復興公営住宅151戸は平成28年12月末までに完成し、既に入居が始まっている。 このような復興の進捗状況を受け、新たに発足した「かどのわき町内会」と共催で震災から6年 となる平成29年3月に、「復興まちびらきイベント」を開催し、地権者のみならず広く市民に復 興の進捗状況を伝えるとともに、既存の居住者と公営住宅等の新たな居住者の一体感の醸成と地域 コミュニティの構築を図り、一層の市街化促進、復興の推進を図る。 (1) 主な内容

【開催日時】

- 3月19日(日)旧門脇小学校南側
- ◎式典 9時30分~
 - ・開式
 - 主催者挨拶
 - 来賓祝辞
 - 記念品贈呈
 - 来賓紹介
 - ・作文朗読、タイムカプセル封印
 - ・テープカット、ジェット風船
 - 閉式
- (2) 今後の予定

なし

- ◎ステージイベント等 9時20分~14時
 - 日高見太鼓
 - 防災エンスショー
 - 渡波獅子風流保存会
 - 石巻広域消防音楽隊
 - ・かどのわき あるあるクイズ
 - ・かどのわき町内会 石巻復興節 (出店)
 - ・豊橋カレーうどん、石巻やきそば他

3 一般廃棄物「廃棄ホヤ」搬入処分に関する協定について(産業部、生活環境部)

平成22年3月に策定した「石巻市中心市街地活性化基本計画」について、東日本大震災の影響により、本計画で定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、本計画の見直しを行い、平成27年1月22日付けで新たに第2期計画を策定した(事業期間:平成32年3月まで)。

その後、本計画掲載事業の内容や進捗状況の変更等が生じたことにより、平成28年3月15日付けで変更認定を受けたところである。

第2期計画の変更認定を受けてから1年が経過し、本計画に掲げている復興関連を中心とした事業について、新たな事業の追加や進捗状況の変更が生じたため、必要な変更を行うもの。

(1) 主な内容

廃棄物処理関連団体5者による協定を締結する。

① 協定締結者 搬入受入市町村:栃木県小山市

排出元市町村 : 宮城県石巻市

排出事業者 : 宮城県漁業協同組合

中間処分業者 :エコシステム千葉株式会社

処分委託業者 :メルテック株式会社

② 目的 石巻市内における宮城県漁業協同組合の事業場(石巻市内6支所)から排出した一般廃棄物(養殖廃棄ホヤ)を、エコシステム千葉㈱の一般廃棄物中間処理施設で焼却処理した後の焼却灰等を、栃木県小山市大字梁地内にメルテック㈱が設置した処理施設に焼却灰等の処理を委託することに関し、5者合意の基に協定を締結する。

参考:平成28年度搬入計画(千葉県民間施設搬出分)

| 項目 | 内容 | 備考 |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 搬入時期 | 締結日より平成29年3月31日まで | 次年度以降も搬入予定あり |
| 搬入量 | 約 500 t /期間中 | 石巻市内分約 2,700 t の一部 |
| | | 残 2,200 t は他自治体で処分 |
| 廃棄品種 | 石巻市内から発生する動植物性残渣【養 | |
| | 殖廃棄ホヤ (冷凍等)】 | |
| 排出者 | 宮城県漁業協同組合 | 関係市町村:宮城県石巻市 |
| | | |
| 中間処理までの収 | 排出者(自己運搬)、もしくは一般廃棄 | 但し、許可業者が運搬する場 |
| 集運搬 | 物収集運搬許可業者 | 合は石巻市、袖ヶ浦市、双方 |
| | | の許可取得を要する。 |
| 中間処理先(焼却) | エコシステム千葉株式会社 | 関係市町村:千葉県袖ヶ浦市 |
| 処分場までの収集 | 中間処理先委託業者 | |
| 運搬 | | |
| 処分先(溶融固化) | メルテック株式会社 | 関係市町村:栃木県小山市 |

(2) 今後の予定

平成29年3月 栃木県小山市と協定締結、廃棄物の搬出開始

平成29年度 平成29年度分を当該自治体へ搬出予定

4 宮城県立石巻支援学校の福祉避難所利用に係る基本協定の再締結等について(福祉部、総務部)

東日本大震災の発災時、一般避難所であった宮城県立石巻支援学校(以下「石巻支援学校」という。)には、多くの市民が避難したため、障害を持った児童生徒がパニックを起こし混乱を招いた。 そのため、震災後、現在まで避難所の指定を解除している状態にある。

今後、大規模災害が発生した際には、石巻支援学校を福祉避難所として利用できるようにするため、災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定を改定した上で、同校の福祉避難所利用等についての覚書を締結するもの。

(1) 主な内容

- ① 福祉避難所利用対象者(覚書に明記)
 - ア 石巻支援学校の児童、生徒及び卒業生
 - イ アと同程度の配慮を要する他校の児童、生徒及び卒業生
 - ウ 市及び学校が認めた障害者(障害児を含む。)
 - エ 付添い家族
- ② 基本協定の再締結

平成26年1月15日に締結した県立6高校との基本協定に石巻支援学校を追加して再締結する。

③ 福祉避難所利用に係る覚書の締結

「災害時における宮城県立石巻支援学校校舎等の福祉避難所利用等についての覚書」を、 石巻市、東松島市、石巻支援学校の3者が締結する。

覚書の内容は、1の福祉避難所利用者に関する条項のほか、避難所開設、要配慮者の移送、 運営組織、収容人数、運営マニュアルの整備等の基本的な考え方を規定

(2) 今後の予定

平成29年3月上旬 「災害時における県立学校の避難所利用に関する基本協定書」の再締結 3月16日 「災害時における宮城県立石巻支援学校校舎等の福祉避難所利用等についての覚書」の3者締結(=石巻市、東松島市、石巻支援学校による調印式)

5 石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に関する協定の締結について (福祉部)

東日本大震災の発災に伴い、広い範囲で長期間にわたる停電が続いたため、家庭用電源を必要とする酸素濃縮器が使えなかった在宅酸素療法患者の多くが石巻赤十字病院に殺到したものの、個々の患者の医療情報(酸素流入量等)が分からず医療現場が混乱した。

今後、在宅酸素療法患者をはじめ、如何なる時でも治療を断つことのできない患者について、関係機関との連携による登録推奨により本人同意を得た上で、本市が、必要な医療情報を登録、管理し、災害拠点病院である石巻赤十字病院と、大規模災害時及び平常時における情報連携を円滑かつ適正に行うため、関係機関との協定を締結するもの。

(1) 主な内容

① 目的

在宅酸素療法患者及び人工呼吸器患者(以下これらを「HOT患者等」という。)の身体、 生命の危険を回避するため、「石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に 関する協定」を締結

② 締結する関係団体

石巻赤十字病院、石巻市医師会、桃生郡医師会、宮城県石巻保健所、石巻市、東松島市、 女川町及び在宅酸素事業者(8社)

- ③ 主な協定内容
 - ア 石巻赤十字病院は、大規模災害時に院内在宅酸素療法センター(以下「HOTセンター」 という。)を開設し、来院したHOT患者等の診療及び酸素供給を行う。
 - イ 石巻市、東松島市及び女川町は、本人同意を得た上で災害時要治療患者情報等登録簿(以下「登録簿」という。)への登録を行い、災害時の診療、酸素供給等に必要な医療情報を、個人情報保護条例の規定により適正管理の上、石巻赤十字病院での利用のために提供する。
 - ウ 医師会会員である医師は、自院のHOT患者等に対し、登録簿への登録を勧奨する。
 - エ 在宅酸素事業者は、HOT患者等による登録簿への登録手続を主治医と連携して支援する。
 - オ 石巻保健所は、本システムの運用に係る全体調整を行う。
- (2) 今後の予定

平成29年3月 「石巻圏域大規模災害時在宅酸素療法患者支援システム運用に関する協定」 締結式

4月 石巻市災害時要治療患者情報等登録簿取扱要領施行

6 子育て世代包括支援センターの愛称について(福祉部)

平成28年11月1日に開設した子育で世代包括支援センターについて、事業を展開しているNPO法人ベビースマイル石巻(委託先)から、相談への対応や当センターの周知活動を進める中で、「子育で世代包括支援センター」の名称だけでは市民に浸透しがたいことから、愛称を付けて事業展開してはどうかという提案があった。

親しみやすい愛称を付けて、利用する子育で世代の市民から身近で相談しやすい場所として認知されることにより、子育で世代包括支援センター事業の推進を図る

- (1) 主な内容
 - ① 愛称名 「いっしょ issyo」
 - ② 愛称の意味 子育て世代包括支援センター事業をより市民に分かってもらい、気軽に相談できる雰囲気や環境を提供する上で、子育てに悩んでいる人・困っている人に『いっしょに考え、いっしょに歩んでいくよ』との思いを伝えるとともに、子育て中の全ての方々に末永く寄り添っていく事業でありたいと考え命名するもの。この事業が未来に向かって、より良いものに発展していき、子育てしやすいまち石巻市を目指すこととする。

(2) 今後の予定

平成29年3月以降 チラシやホームページ等で公表予定

7 石巻市中心市街地活性化基本計画の変更について(産業部)

平成22年3月に策定した「石巻市中心市街地活性化基本計画」について、東日本大震災の影響により、本計画で定める中心市街地活性化の基本方針と目標を達成するための多くの事業が実施困難となり、また、中心市街地を取り巻く環境が大幅に変化したことから、本計画の見直しを行い、平成27年1月22日付けで新たに第2期計画を策定した(事業期間:平成32年3月まで)。

その後、本計画掲載事業の内容や進捗状況の変更等が生じたことにより、平成28年3月15日付けで変更認定を受けたところである。

第2期計画の変更認定を受けてから1年が経過し、本計画に掲げている復興関連を中心とした事業について、新たな事業の追加や進捗状況の変更が生じたため、必要な変更を行うもの。

(1) 主な内容

<変更内容>

- ① 事業計画の新規追加:7事業
- ② 事業実施期間の延長による修正:8事業
- ③ 財源の確保による記載の修正:1事業
- ④ その他の理由による記載の修正:5事業
- ⑤ 関連する会議等の開催情報の更新
- ⑥ 上記に伴うその他必要な記載の修正

※計画の基本的な事項(計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等)に関する変更は無い

(2) 今後の予定

平成29年3月下旬 内閣総理大臣による変更認定予定

8 石巻市立小中学校体育及び文化活動補助金における補助率の変更について(教育委員会)

本事業は、市立小中学校の児童生徒が体育及び文化活動に関する各種大会への参加に要した交通 費等の一部を補助するもので、石巻地区大会75%、宮城県大会及び東北大会50%、全国大会7 0%を補助してきた。

各学校において、複数の種目が県大会、東北大会と勝ち進むにつれて交通費が増大するため、児 竜生徒が活躍すればするほど保護者の負担が大きくなっていく状況にある。

県大会以上へ出場する場合の補助金交付額を増額することで、保護者の負担を軽減し、児童生徒が安心して体育及び文化活動に励み、さらなる活躍を目指すことができる体制を整える。

- (1) 主な内容
 - ① 対象となる大会
 - ア 中学校総合体育大会
 - イ 中学校新人総合体育大会
 - ウ 県大会以上の音楽コンクール
 - ② 補助対象経費及び補助率

ア 交通費

| | 石巻地区大会 | 宮城県大会 | 東北大会 | 全国大会 |
|-----|--------|-------|----------|------|
| 現行 | 75% | 50% | 50% | 70% |
| 改正後 | | 75% | % | |

イ 宿泊費

| | 東北大会 | 全国大会 | |
|-----|------|------|--|
| 現行 | 50% | 70% | |
| 改正後 | 75% | | |

③ 楽器輸送費

宮城県大会、東北大会及び全国大会 100% (変更なし)

【参考:平成27年度大会参加実績】

・体育大会 石巻地区大会 20校

県大会 19校 東北大会 13校 全国大会 6校

- ・音楽コンクール 県大会 6校 東北大会 2校
- (2) 今後の予定

平成29年3月 各学校に改正内容の周知

4月 改正要綱の施行、改正後の補助率にて事業実施

[その他]

- ・自殺対策強化月間キャンペーンについて健康部長より説明
- ・住民異動繁忙期における窓口業務の時間延長及び土日開庁について生活環境部長より説明